

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年9月18日（平成27年（行個）諮問第154号）

答申日：平成28年12月9日（平成28年度（行個）答申第145号）

事件名：本人が特定事業場について公益通報を行った際の記録等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が平成24年特定月以降特定事業場に関して公益通報した個人情報取扱いについて、相談した記録及び添付資料全部。兵庫労働局で調査した記録及び説明や指導等記録した一切」に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年5月27日付け兵労個開第23号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

現在、特定地方裁判所にて、特定訴訟事件として裁判中で、事実関係を被告が争っているので立証の証拠として必要であるため。

##### （2）意見書

本件対象の文書のうち「特定事業場から提出された資料」については、「①特定事業場に関する情報であって、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例では開示しないこととされている情報が記載されており、また、②国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報であることから、③法14条3号及び④7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とする事が妥当である。」とあるが、

① 「特定事業場・・・通例では開示しないこととされている情報」

## の該当性

既に特定地方裁判所での労働審判，特定地方裁判所，特定高等裁判所での指示により，資料の提出や証人喚問が行われて開示されており通例に該当しない。

- ② 「国の行政機関・・・当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」の該当性

労働審判，地方裁判所，高等裁判所行う中で（原文ママ），被告側の任意提出及び裁判所から提出や証人喚問が行われて開示されており通例に該当しない。

- ③ 「法14条3号」は「法人・・・ただし，人間の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く」の該当性

「口 行政機関・・・合理的であると認められるもの」

私は上司のパワーハラメントで食べられない・眠れない・しんどさが取れないなどの症状が続き，無意識に橋の上から飛び込みかけたり，交通量の多い道路にふらりと出て激しいクラクションで気づく等生命，健康侵害を受けていた。管理職による追い出し部屋待遇を受け，繰り返される強制面談で「あなたが働くところはないので強制退職勧告です。」と脅かされ，生活や財産を失いかけ私への保護が必要であり，「ただし，・・・開示することが必要であると認められる情報を除く」に該当するので開示の必要性に該当する。その上被告は「カルテに記入があれば個人医療情報」と説明しているのにも関わらず，「(私の)カルテを見ると」と答弁書に書かれ，業務管理の健診結果から逸脱して，職員の個人の受診カルテを見たり，人権侵害である精神鑑定など個人医療情報を搾取していたことを公開し，日常的に何のコンプライアンスもないことを認めているので，私は不利益にさらされたが，被告の不利益には該当しない。

また，強制面談や裁判過程で，私を含め他の職員たちにも「慣例として業務上必要なことでも，個人のこととして業務外の時間を使って個人で費用負担をするように。反論があったら業務に切り替えるように」と指示していて，いとも簡単に個人医療情報を組織ぐるみで業務管理と偽り搾取していたことが，AやB，Cなどの答弁書及びBの証人喚問でわかり，不開示では今後も同様に行われ，不利益を受ける人が増えることが予想され，又事業者が職員たちに偽っているのが該当しない。

- ④ 「法14条7号柱書き」は，「国の機関・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の該当性

被告の弁護人から「しょうもないこと」等の発言が度々繰り返さ

れ、私の弁護士にまで「いつまでもしょうもないことに関わらないように」など言うなど、事業の遂行に支障を及ぼさないことを表明しているのだから該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求者」という。）は、平成27年4月28日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年6月22日付け（同月24日受付）で審査請求を提起したものである。

##### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

##### (3) 理由

###### ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求者が特定事業場における個人情報の取扱いについて兵庫労働局特定部署職員に対し相談した件について、当該職員が作成した「個人情報に関する相談票」及び「通報対象事実整理票」、また、当該相談に当たって請求者が提出した資料及び当該相談を踏まえ当該職員が調査を行った際に特定事業場から提出のあった資料（以下「本件対象文書」という。）である。

「個人情報に関する相談票」は、特定部署職員等が労働者等から個人情報取扱事業者が行う雇用管理に関する個人情報について相談を受けた際に、その内容を記録するために作成する文書であり、受付年月日、相談者氏名、住所、個人情報取扱事業者等の名称、相談内容等が記録され、併せて、当該相談を踏まえた調査の過程で得られた法人から確認した内容や請求者以外の特定個人から確認した内容に係る記述が記載される場合がある。

「通報対象事実整理票」は、労働者等から公益通報がなされた際に、これを受理した担当部署等の職員が、その通報内容等の所用の事項を記録するために作成する文書であり、通報日時、通報者氏名、住所、被通報者名、不正の内容等が記録され、併せて、通報を踏まえての調査の状況等に係る内容が記載される場合がある。

###### イ 不開示情報該当性について

本件対象文書である「個人情報に関する相談票」については、「対応内容」欄に、当該相談を踏まえて特定部署職員が行った調査の過程で得られた、特定事業場の主張内容や組織の秘密事項に係る情報など、特定事業場に関する情報であって、開示することにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されており、法14条3号イに該当し、また、特定事業場から確認した内容や請求者以外の特定個人から確認した内容及び調査結果を踏まえた特定部署における判断等が記載されており、これらは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、同条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、「通報対象事実整理票」については、「公益通報処理状況」欄に、通報を踏まえての調査の状況等に係る情報が記載されており、これは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、特定事業場から提出された資料については、特定事業場に関する情報であって、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報が記載されており、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### ウ 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「現在、裁判中で事実関係の立証の証拠として必要であるため。」と主張しているが、上記(3)イで述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、請求者の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### (4) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年9月18日付け厚生労働省発地0918第1号により諮問した平成27年(行個)諮問第154号に係る諮問書理由説明書について下記のとおり、補充・修正等を行う。

不開示情報該当性について

本件対象文書のうち「特定事業場から提出された資料」については、特定事業場に関する情報であって、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報が記載されており、また、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、法14条3号イ及び7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年9月18日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年10月22日 審議
- ④平成28年10月27日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤同年11月14日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥同月28日 審査請求人から意見書を收受
- ⑦同年12月7日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成24年特定月以降特定事業場に関して公益通報した個人情報取扱いについて、相談した記録及び添付資料全部。兵庫労働局で調査した記録及び説明や指導等記録した一切」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 「個人情報に関する相談票」(1頁)の不開示部分について

ア 当該部分は、個人情報に関する相談についての兵庫労働局の対応内容である。原処分において公益通報として受理した旨が開示されているところから、当審査会事務局職員をして諮問庁に、公益通報者保護法9条に規定する公益通報に係る調査結果の通報者への通知の有無及び内容について確認させたところ、「当該調査結果は、通報者である審査請求人にその要旨を電話で伝えたため、書面等の記

録は残っていない。一般的には、調査の概要を説明し、法違反が認められるか否かを伝えることから、本件の場合には法違反が認められなかったことを伝え、これ以上指導できない旨を伝えたと史料する」との説明があった。

イ 当該部分のうち、「対応内容」欄の「処理」欄並びに三段目の欄の8行目18文字目ないし9行目34文字目及び10行目7文字目ないし末尾については、上記アの一般的に通報者に伝える内容又は同内容から推認できる内容であると認められることから、これらを開示しても、被通報事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び都道府県労働局が行う公益通報に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ その余の部分については、兵庫労働局の調査担当官が、被通報事業場から聴取した内容であり、これを開示すると、事業場及び関係者の公益通報に係る調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、都道府県労働局が行う公益通報に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められるので、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 「特定事業場から提出された資料」(42頁ないし46頁)の不開示部分について

当該部分は、兵庫労働局の調査担当官からの求めに応じて、被通報事業場から提出された資料であり、当該事業場の内部管理情報である。

当該部分を開示すると、事業場及び関係者の公益通報に係る調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、都道府県労働局が行う公益通報に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められるので、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでなく、不開示とすることが妥当である

(3) 「通報対象事実整理票」(48頁)の不開示部分について

当該部分は、本件公益通報に対する兵庫労働局の処理状況に係る記載である。

ア 当該部分のうち、「調査の経過」及び「調査の結果」欄の記載は同欄に記載する内容の参照箇所の記載であり、これらを開示しても、都道府県労働局が行う公益通報に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法14条7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

イ 当該部分のうち、「他の行政機関も処分等の権限を有する場合」欄の記載については、空欄であり、上記アと同様の理由により、法14

条7号柱書きに該当せず，開示すべきである。

ウ その余の部分についても，通報者に通知している内容及び上記（1）アの一般的に通報者に伝える内容又は同内容から推認できる内容と認められるので，上記アと同様の理由により，法14条7号柱書きに該当せず，開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，別紙に掲げる部分は，同条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同号柱書きに該当すると認められるので，同条3号イ及びロについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

## 別紙

1 頁

「対応内容」欄の「処理」欄並びに三段目の欄の 8 行目 1 8 文字目ないし  
9 行目 3 4 文字目及び 1 0 行目 7 文字目ないし末尾

4 8 頁

全て